

須賀川市監査委員告示第2号

令和5年度定期監査（後期）の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和6年3月25日

須賀川市監査委員 大 峰 和 好

須賀川市監査委員 五十嵐 伸

- 1 準拠基準 須賀川市監査基準
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査
- 3 監査の対象

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの執行分

総務部 行政管理課、人事課、市民安全課

市民福祉部 社会福祉課、長寿福祉課、保険年金課、健康づくり課、
市民課、長沼市民サービスセンター、岩瀬市民サービスセンター

議会事務局

選挙管理委員会事務局

- 4 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の規定に基づき適正に行われているかを着眼点とした。

また、関係課から監査資料や関係書類の提出を求め、帳簿、書類等の書類審査を行い、その後、対面により関係職員から監査資料の説明を受け、質疑を行った。

- 5 監査の期間

令和5年10月から令和6年2月まで

- 6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務処理等は概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に指導を要する事項があったので、関係法令等を再度確認するとともに適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で改善を促した。